

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年2月24日第31回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹
鮫島安平・中崎和行・花野進・上妻廣美
鎌田正司・秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・増野幸孝・平山信一郎
美原康幸・池山久志・塩浦守男

2. 欠席委員

欠席推進委員

梶原哲朗・松原浩則

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第5 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第6 承認第3号 令和5年度標準農作業料金（案）について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第31回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございます。本日の出席委員は13名全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、2番梶原推進委員と4番松原推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番鎌田委員、11番秋田委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転4件, 筆数13筆, 面積13,333㎡, 畑13,333㎡。計, 件数4件, 筆数13筆, 面積13,333㎡, 畑13,333㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため, 許可要件を満たすと考えます。ご審議の程, 宜しくお願い致します。

(議長)順位1と順位2について, 担当調査委員の7番中崎委員から説明をお願いします。

(7番委員)はい, 7番中崎です。議案第1号順位1と順位2については, 申請者が同一ですので一緒に説明を致します。去る2月10日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。まず順位1について土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○○-○, 地目畑, 面積○○○㎡。同字地番○○○-○, 地目畑, 面積○○○㎡。譲渡人, 住所 中種子町○○○○○○番地, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町○○○○○○番地○, ○○○○さん。次に順位2についてですが, 土地の所在が大字○○, 字○○○○○, 地番○○○○-○, 地目畑, 面積○○○㎡です。譲渡人住所, 中種子町○○○○○○番地○, ○○○○さん。譲受人住所中種子町○○○○○○番地○, ○○○○さん。場所につきましては, 4ページをお願いします。順位1については, ○○公民館から○小学校に向かって行きますと右手に○○地域があります。そこに降りて行く道を○○○mほど行った所から左に○○○m行った所の山の中にある畑でございます。2筆になっておりますが, 現況は1筆になっておりました。順位2については, ○○○○から○○○住宅を過ぎて○○○mほど行きますと右手に○○さんと○○さんが居住する住宅があります。その住宅の奥にあります。順位1と順位2の申請内容は, どちらも無償による所有権移転で, 申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人の関係性は, どちらも親戚になります。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。また, 申請者は, 現在畑で野菜等を栽培しており今後も続けていく予定とのことで申請地取得後は, 農業に従事する見込みはあります。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)次に順位3について, 担当調査委員の7番中崎委員から説明をお願いします。

(7番委員)はい, 7番中崎です。議案第1号順位3について説明を致します。去る2月10日, 譲受人, 株式会社○○○○○○○○○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○, 地目畑, 面積○○○㎡です。譲渡人, 住所 中種子町○○○○○○番地○, ○○

〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇，株式会社〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が経営縮小，譲受人が相手方の要望で，
売買金額については，30万円となっていますが，この金額は先月申請がありま
した分が15万円と今回の分，それと近くに山があり，それも含めた金額となっ
ております。場所につきましては，5ページになります。〇〇公民館から〇〇に
向かい途中に右手に入る道があります。そこに〇〇及び〇〇〇〇さん宅がありま
すが，その近くになります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，ま
た取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関し
ても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致しま
す。

(議 長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。

(議 長)次に順位4について，担当調査委員の14番濱脇から説明致します。

(14番委員)議案第1号順位4について説明を致します。去る2月13日，譲受人，〇〇〇
さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字
〇〇，字川〇〇〇〇，地番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字 地番〇〇
〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇〇
㎡。同字，字〇〇〇〇〇，地番〇〇〇〇〇〇-〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字 地
番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇
〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇〇㎡。同字 地番〇〇〇
〇〇〇，地目畑，面積〇〇〇㎡。同字 字〇〇〇〇〇，地番〇〇〇〇〇〇，地目畑，面
積〇〇〇〇㎡の9筆です。譲渡人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇，〇〇
〇〇さん。譲受人，住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇，〇〇〇さん。申請理由
は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。二人は，親子関係になりま
す。場所につきましては，〇〇集落の〇〇〇〇〇〇〇〇〇横の道を〇へ〇〇〇m
ほど行った所になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また
取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関し
ても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。

(議 長)13番。

(13番委員)13番永浜です。備考に6筆については筆界未定となっておりますが，筆界
未定の所は面積が出るのでしょうか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。筆界未定地であっても地番は存在して登記簿もあります。地籍前の面積で
あり，申請書に添付しております登記簿の面積を記載してあります。

(議 長)13番よろしいでしょうか。

(13番委員)わかりました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありますか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の6ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。件数1件、筆数1筆、変更面積3,212㎡、契約年数10年の合意解約であります。詳細につきましては、7ページから8ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に日程第5、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の9ページをお開きください。承認第2号、農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年2月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数1筆、貸借権8件、筆数17筆、面積47,983㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については10ページから27ページに添付してあります。なお、今回の貸借権については、全て中間管理事業法の集積一括方式によるもので、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。次に、日程第6、承認第3号「令和5年度標準農作業料金(案)について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の最後になりますA3サイズのページをお願いします。承認第3号、

令和5年度標準農作業料金（案）について説明を致します。去る2月7日農業公社において、検討会を開催致しました。昨年、南種子町が農業公社を脱退したことにより、種子島農業公社の受託部会役員連絡協議会と、さとうきびハーベスター利用組合会長、きびプランター組合会長、中種子町コントラクター組合会長、水稲作業受託組合、きび・甘藷振興会会長、農業公社事務局と行政、そして農業委員会で検討、協議を行いました。昨年度と変更になった項目について説明をさせていただきます。変更した箇所は、朱書きで標記しております。まず一番上の一般農作業賃金でございます。4年度は6,568円でしたが、5年度は6,824円の設定をしております。これは鹿児島県の最低賃金が、昨年10月6日から改定されたことにより1時間853円となり、最低賃金を下回らない設定をしております。次にブロードキャスター・ライムソーが10アール当たり2,200円から3,300円に変更しております。これは、肥料等散布のフレコン作業であり、農業公社の料金に合わせております。次に、きび・甘藷にそれぞれ防除の項目がありましたが、それをひとつにして甘藷の項目の下に標記しました。金額は変更ありませんが、備考欄に自走式とドローンについては農業公社に相談と載せております。次に牧草のロールベラーの10アール当たりを1個当たりに変更して、金額を5,500円から2,200円に変更し備考の標記を削除しております。その下になります一貫作業ですが、3,300円から3,850円に変更しております。これについても農業公社の金額設定に合わせております。賃借料情報の標記については、昨年1月から12月の平均額を情報提供として掲載しております。また、農業公社からの強い要望があり、農地の貸借で返却する際、耕耘もしないで返却する方が見受けられるとのことで、返却時は耕作出来る状態にしてから返却するように記載しております。なお、先ほども申しましたが、南種子町が公社から脱退したことにより、金額のすり合わせが大変難しくなりましたので、各市町での設定となります。審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(13番委員)はい。

(議長)13番お願いします。

(13番委員)賃借料情報ですが、平均額となっておりますが、場合によっては0額があると思いますが、0額も含めて算出しているのでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)昨年も説明させて頂きましたが、0額は算出しておりません。

(議長)補足ですが、最高額についても、やはり高い設定をしている所もございますので、そういう額は除外して算出しております。他にありませんか。

(13番委員)はい、もう一つ。中間管理事業で契約していて、毎年額が変わると思いますが契約中の場合はどうなるのでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。基本的には、その当時の契約ですからそのままだと思います。ただ、双方の話し合いによって変更もあり得ると思います。

(議長) 13番よろしいでしょうか。

(13番委員)わかりました。

(議長)他にありませんか。

(11番委員)はい。

(議長) 11番お願いします。

(11番委員) 11番秋田です。水稻作業の畦ぬり機ですが、検討会でおととしと昨年もこの金額では安いのではないかという議論があったと思いますが、実際私も2、3年やっています、メートル37円では実際施工する人は合わないと思います。トラクターもほぼ回転数を上げて、スピードはスローで畦をつくって行くんですが、そうすると燃料代からオペレーター含めて、非常に時間がかかる作業です。ですので、次年度の検討会では機械の稼働時間や燃料代、人件費等加味して検討して頂きたいと思います。

(議長)今のは要望でよろしいですか。

(11番委員)はい。

(議長)他にありませんか。

(12番委員)はい。

(議長) 12番お願いします。

(12番委員)さとうきびの関係で話合いの中で、ビレットプランターでの植付けが行われているんですが、それを追加しようという話合いはなかったのでしょうか。

(議長)出ておりません。

(12番委員)今年は、これで行くにしても来年は協議した方が良いのではと思います。

(議長)逆に項目で、削除しても良いのではないかという項目もございますので、見直しをしても良いのではと感じております。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「令和5年度標準農作業料金(案)について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第31回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。